

その他の社会福祉

1 福祉サービス苦情処理制度

事業開始 平成 13 年度

内 容 福祉サービスに係る苦情については、利用者やサービス提供事業者との利害関係等により当事者間での解決が難しい問題もあるため、行政のみの判断だけでなく公正な第三者機関（福祉サービス苦情処理委員 2 名）を設置して解決を図ることにより、市民の権利利益の擁護と福祉サービスの質の向上を図ります。

相談件数	年度	福祉サービスに関するもの			その他(福祉サービス以外)			合計
		苦情件数	相談件数	計	苦情件数	相談件数	計	
	5	107	5	112	21	1	22	134
	6	57	1	58	0	4	4	62
	7	100	9	109	0	11	11	120

令和 8 年度予算額 124 千円

2 函館市社会福祉審議会

社会福祉法に基づき、社会福祉に関する事項について調査審議するため設置される審議機関です。本審議会には、専門分野に関して調査審議するため、専門分科会および審査部会が置かれています。

会 議 の 種 類	審 議 事 項	6年度 開催	7年度 開催
函館市社会福祉審議会(全体会議)	社会福祉に関する事項について調査審議	0回	0回
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否に関する事項を調査審議	1回	3回
身体障害者福祉専門分科会	障がい者の福祉に関する事項を調査審議	0回	0回
身体障害者福祉専門分科会審査部会	身体障がい者の障がい程度に関する事項を調査審議	3回	2回
児童福祉専門分科会	児童福祉に関する事項を調査審議	1回	1回

3 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって相談に応じ、必要な援助を行うなど、福祉の増進に努めています。委員の改選は、3年ごとに行われ、令和8年3月31日現在、市内に674人が委嘱されており、このうち、57人が主任児童委員に委嘱されております。

- ・ 方面民生児童委員協議会 市内30地区に設置し、各方面民生委員・児童委員との連絡調整を図ります。(毎月1回開催)
- ・ 方面民生児童委員協議会 方面民生児童委員協議会の正副会長で組織し、協議会間と正副会長連絡会 の連絡調整等を図ります。(毎月1回開催)
- ・ 函館市民生児童委員連合会 民生委員・児童委員の研修等の事業を行うほか、協議会の運営支援、関係機関等の連絡調整を図ります。

(1) 民生委員・児童委員年齢・性別状況(定数710人) (令和8年3月31日現在)

(単位:人)

区分	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計	平均年齢
男	1	3	11	19	56	106	196	67.1歳
女	0	7	34	78	185	174	478	64.7歳
計	1	10	45	97	241	280	674	65.4歳

(2) 在職期間別民生委員・児童委員数(令和8年3月31日現在)

(単位:人)

区分	3年未満	3年以上6年未満	6年以上9年未満	9年以上12年未満	12年以上15年未満	15年以上18年未満	18年以上21年未満	21年以上	計	平均在職期間
男	55	35	37	22	11	17	6	13	196	7年4月
女	113	100	86	43	39	31	31	35	478	7年11月
計	168	135	123	65	50	48	37	48	674	7年9月

(3) 民生委員・児童委員の活動状況（令和7年度）

（単位：件）

項 目		件 数
問題別相談・支援件数	在 宅 福 祉	2,972
	介 護 保 険	79
	健 康 ・ 保 健 医 療	565
	子 育 て ・ 母 子 保 健	71
	子 ども の 地 域 生 活	1,347
	子 ども の 教 育 ・ 学 校 生 活	825
	生 活 費	132
	年 金 ・ 保 険	31
	仕 事	46
	家 族 関 係	120
	住 居	124
	生 活 環 境	357
	日 常 的 な 支 援	1,596
	そ の 他	3,386
計		11,651

項 目	件数
訪 問 回 数	63,378
連 絡 調 整 回 数	44,356
活 動 日 数	74,943

項 目		件 数
分野別相談・支援件数	高 齢 者 に 関 す る こ と	6,932
	障 が い 者 に 関 す る こ と	292
	子 ども に 関 す る こ と	2,291
	そ の 他	2,136
計		11,651

項 目		件 数
その他の活動件数	調 査 ・ 実 態 把 握	3,775
	行 事 ・ 事 業 ・ 会 議 へ の 参 加 協 力	9,538
	地 域 福 祉 活 動 ・ 自 主 活 動	18,152
	民 児 協 運 営 ・ 研 修	19,750
	証 明 事 務	506
	要 保 護 児 童 の 発 見 の 通 告 ・ 仲 介	28

4 函館市社会福祉協議会

社会福祉法に基づく組織であり、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、社会福祉事業の企画および実施や社会福祉活動への住民参加のための援助、さらに社会福祉事業の健全な発達に資する事業の実施など社会福祉に関する活動の活性化が図られるよう各種事業を総合的に実施しています。

所在地 函館市若松町 33 番 6 号

法人の認可 昭和 42 年 1 月 24 日

機関・組織 ア 執行機関 理事会（正副会長を含む理事 16 名をもって構成し、会長のみが代表権を有する。）

イ 決議機関 評議員会（評議員選任・解任委員会の決議により選任された評議員 19 名をもって構成する。）

ウ 監査機関 監事 3 名

エ 事務局 以下専任職員 90 名（パート除く）
（令和 8 年 3 月 31 日現在）

5 福祉に関する助成制度

(1) 福祉のまちづくり施設整備費補助金

事業開始 平成 15 年度

内 容 すべての市民が、地域で、ともに支え合いながら、安心して暮らし、自らの意思で自由に行動し、広く社会活動に参加できる地域社会を実現するためのあらゆる環境整備に取り組むため、平成 14 年 7 月 1 日に「函館市福祉のまちづくり条例」を施行しました。この条例では、行政、事業者、市民がそれぞれの役割を果たしながら、よりきめ細かな福祉サービスの推進に努めることを定めているほか、高齢者や障がい者、子どもなどの利用にも配慮した施設の整備にも取り組むこととしており、店舗や旅館など、不特定多数の利用する既存建築物の出入口、通路などについて段差解消などのバリアフリーを行う場合には、補助要綱に定める基準に基づき、工事費用の一部を補助します。

令和 8 年度予算額 1,000 千円

(2) 社会福祉施設整備基金

事業開始 昭和 50 年度

内 容 社会福祉施設の整備・充実のため、市民から寄せられた寄附金を基金に積み立てし、その基金の運用益を財源の一部として、社会福祉法人が設置経営する市内の社会福祉施設の整備等資金の一部として補助します。

基金の額 139,887,413 円（令和 8 年 3 月末現在）

補助対象 建物（維持補修等）および設備整備費（総額 1 施設につき 150 万円以内）

補助率 補助対象経費の 2 分の 1 以内

補助金の
交付状況

年度	申請法人	申請施設	申請額	交付法人	交付施設	交付額
5	9	12	6,409	9	12	6,409
6	8	10	6,369	10	10	6,354
7	8	9	5,795	8	9	5,795

令和 8 年度予算額 6,500 千円

(3) 社会福祉法人の助成に関する条例に基づく補助金

ア 施設整備費補助

事業開始 平成 17 年度

内 容 社会福祉法人の助成に関する条例に基づき、社会福祉施設の施設整備に要する工事費等の一部を補助します。

補助金の
交付状況

年度	法人数 (法人)	施設数 (施設)	補助金額 (千円)
5	0	0	0
6	1	1	7,300
7	0	0	0

令和 8 年度予算額 予算計上なし

費用の負担 補助の内容により、補助金額の一部国庫補助等があります。

イ 債務負担行為による補助

事業開始 平成 7 年度（社会福祉施設整備補助金は昭和 43 年度開始、民間保育所建設費補助金は昭和 50 年度開始）

内 容 社会福祉法人の助成に関する条例に基づき、福祉医療機構から資金を借入れして、社会福祉施設の整備事業（新設、老朽改築、増改築等）を行う場合に、借入金の元金の償還金の一部を補助します。

なお、平成 27 年度以降は、新たな制度の適用は行わないこととしました。

補助金の
交付状況

年度	法人数 (法人)	施設数 (施設)	補助金額 (千円)
5	13	16	56,019
6	12	14	50,329
7	12	13	49,303

令和 8 年度予算額 40,038 千円

6 中国帰国者等生活支援事業

開始年度 平成 20 年度

内 容 一定の要件に該当する中国残留邦人等の方々に、世帯の収入が一定の給付金基準に満たない方に対し、生活支援給付等を実施します。

給付の種類 ① 生活支援……衣食その他の日常生活や移送に必要な費用
② 住宅支援……家賃, 家屋の補修, その他住宅の維持のために必要な費用
③ 医療支援……病気の治療に必要な費用
④ 介護支援……要介護者, 要支援者の介護のために必要な費用
⑤ その他……生業支援, 葬祭支援など

給付状況 3 世帯 4 人 (令和 8 年 4 月 1 日現在)

令和 8 年度予算額 10, 130 千円

費用の負担 負担対象額の 4 分の 3 および 10 分の 10 の国庫負担があります。

7 生活困窮者支援

近年, 8050 問題やダブルケアなど世帯の課題が複合化複雑化し, 制度の狭間に陥るケースやどこに相談したらよいかわからないケースが増加しています。

本市ではこのような問題に対応するため, 令和 4 年度から, これまでの市内 10 か所の介護保険法による地域包括支援センターを福祉拠点と位置付け, 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関を併設しています。

福祉拠点では, 世代を問わず世帯の困りごと全体を受け止め, 個々の課題に整理したうえで, 福祉拠点での直接支援や, より適切な専門機関での連携支援を組み合わせながら, それぞれの状況に応じた支援を行うほか, 住居確保給付金や就労準備支援事業, 子どもの学習支援事業なども活用しながら, 生活困窮者の支援の推進に取り組みます。

(1) 地域で見守り支える福祉拠点推進事業

開始年度 令和元年度

内 容 身近な場所での全世代に対応した包括的な相談・支援体制を構築するため, 福祉拠点として介護保険制度の地域包括支援センターに生活困窮者自立支援制度による「自立相談支援機関」を設置し, 相談支援を行うとともに, 各種社会資源との連携・活用を進めます。

実施体制 福祉拠点 (自立相談支援機関) 10 か所 (委託)

職員配置状況 主任相談支援員 1 名, 相談支援員兼就労支援員 2 名 (自立相談支援機関 1 か所あたり)

令和 8 年度予算額 183, 233 千円

費用の負担 負担対象額の 4 分の 3 の国庫負担があります。

(2) 生活困窮者自立支援対策事業

開始年度 平成 27 年度

内 容 生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、自立相談支援事業のほか、住居確保給付金、就労準備支援事業、子どもの学習支援事業により、生活困窮者の包括的な支援に取り組みます。

令和 8 年度予算額 7,281 千円

費用の負担 負担対象額の 4 分の 3 の国庫負担があります。

ア 自立相談支援事業

福祉拠点（自立相談支援機関）では、様々な理由により生活に困っている方の自立に向け、相談支援員が相談内容や課題等を解きほぐしながら、課題の解決に向けてどのような支援が必要かを一緒に考え、支援プランを作成します。作成したプランに基づき、自立に向けた支援を行うほか、必要に応じて他の専門機関と連携したり、各種制度や社会資源に繋ぐなどの相談支援を行います。

イ 住居確保給付金の支給

住居確保給付金は、一定の要件を満たす方に対する住まいの確保を目的とした給付金で、以下の 2 つの支援があります。

〈家賃補助〉

離職・休業等の収入減少により経済的に困窮し、再就職に向けた活動（自営業の方は経営改善に向けた活動）を行うことを要件として、一定期間、家賃相当額を支給します。

〈転居費用補助〉

同一世帯の方の死亡、離職・休業等により収入が著しく減少し、家賃の安い住宅に転居する必要がある方に、家計改善の支援において、転居により家計が改善すると認められること等を要件として、転居費用相当額を支給します。

(3) 就労準備支援事業

開始年度 平成 28 年度

内 容 直ちに一般就労することが困難な生活困窮者に対し、日常生活習慣の確立や、就労に必要な基礎能力の形成を図るなど、その課題に応じた段階的な支援を実施し、一般就労が可能となることを目的としています。

令和 8 年度予算額 2,560 千円

費用の負担 負担対象額の 3 分の 2 の国庫補助があります。

(4) 子どもの学習支援事業

開始年度 平成 28 年度

内 容 経済的な事情等により学習塾などに通えない市内の中学生がいる世帯を対象に、高校受験のための進学支援や学び直しなどの学習支援、子どもが安心して通える居場所の提供等、子どもと保護者の支援を通じて、子どもの将来の自立に向けた包括的な支援を行います（事業の参加には要件があります）。

令和8年度予算額 27,795 千円

参加者定員 100 名

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫補助があります。

事業実績

自立相談支援事業		
年度	新規相談件数 (件)	プラン作成件数 (件)
3	1,154	44
4	766	208
5	740	367
6	870	562
7	821	593

住居確保給付金事業		
年度	給付件数 (件)	給付金額 (千円)
3	218	7,030
4	96	3,171
5	25	781
6	17	608
7	14	481

8 在宅医療提供体制強化事業

(1) 在宅医療連携拠点運営事業

開始年度 令和7年度

内 容 包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制を構築するため、在宅医療・介護連携推進事業の取組と連携・協働しながら、在宅医療に必要な連携を担う拠点機能の確保・強化を図り、災害時を含む在宅療養者への支援体制の充実を進めるとともに、既存の医療・介護連携に加え、障がい福祉サービス事業者など関係機関との連携を深化させます。

令和8年度予算額 9,402 千円

(2) 在宅医療グループ診療運営事業

開始年度 令和7年度

内 容 在宅療養者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、在宅医療の提供体制を強化するため、在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院の医師を指導役とし、在宅医療未経験の医師や急変時の受け入れを担う後方支援医療機関などとグループを編成し、主治医・副主治医制、休日夜間等不在時の代診制、急変時受入病床の確保を通じて、新たな在宅医を養成します。

令和8年度予算額 13,867 千円

9 旧軍人軍属等援護

(1) 遺族援護法による諸請求等取扱件数

旧軍人、軍属で戦死または戦病死した遺族に対し、国家補償に基づく年金等の支給を行います。

(単位：件)

区分	5	6	7
特別弔慰金請求	-	-	359
特別給付金請求	4	-	-
弔慰金請求	-	-	-
年金関係請求	-	-	-

(2) 戦傷病者特別援護法による諸請求取扱件数

旧軍人、軍属で戦争公務による戦傷病者に補装具療養給付等の援護を行います。

(単位：件)

区分	5	6	7
乗車券引換証	-	-	-
補装具交付修理	-	-	-
手帳交付	-	-	-
異動届等	-	-	-

(3) 障害者等外出支援事業（戦傷病者）

開始年度 平成 24 年度（平成 30 年度より I C カード化）

内 容 戦傷病者の公共交通機関の乗車料金を負担することにより、施設等への通所など外出を支援し、社会活動の促進を図ります。

対 象 者 戦傷病者手帳を有する者

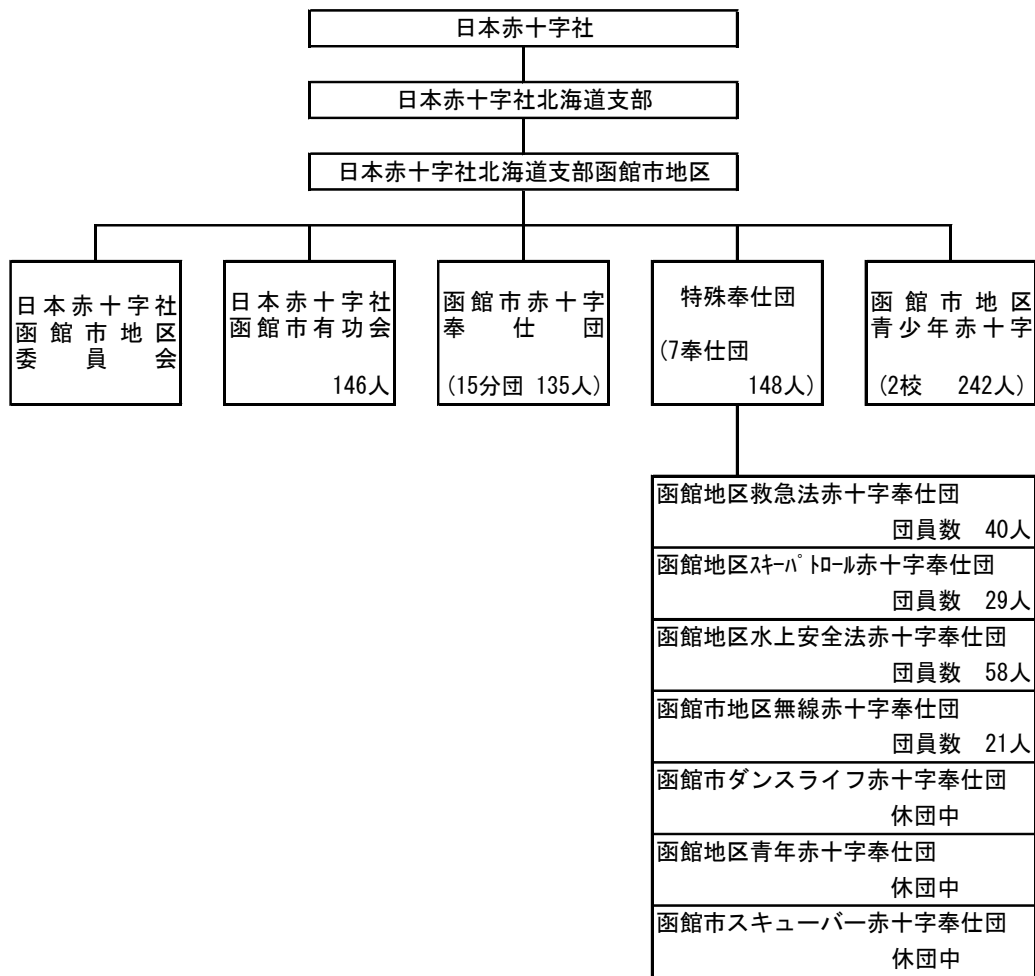
助成内容 年間 72,000 円を上限として「スターイカすニモカ」を使って支払った市電・函館バスの乗車料金を全額ポイントとして還元

10 日本赤十字社北海道支部函館市地区

日本赤十字社法に基づく事業を行い、函館市地区では主に赤十字社員・社資募集、被災者への救援物資の配付、赤十字安全法講習の開催（水上安全法、救急法）等の事業を実施しています。

日本赤十字社北海道支部函館市地区の概要および機構

令和8年4月1日現在



日本赤十字社函館市地区社資収納状況 (単位：円)

区分	函館市地区目標額	函館市地区実績額
4	20,797,000	9,432,425
5	20,797,000	10,650,660
6	20,797,000	9,938,973
7	20,797,000	8,730,657

日本赤十字社函館市地区救援物資支給状況 (単位：件)

区分	火災等支給世帯数	毛布	緊急セット
4	1	12	2
5	1	1	1
6	1	6	2
7	0	0	0

11 その他の施設

(1) 火葬場

施設の概要				
	函館市斎場	函館市戸井斎場	函館市楳法華斎場	函館市南茅部斎場
所在地	舟見町27番1号	館町169番地1	絵紙山町27番地2	尾札部町2457番地1
敷地面積	9,748.34㎡	2,391.34㎡	1,855.05㎡	4967.77㎡
構 造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造
	地下1階地上2階建	平屋建	平屋建	2階建
床面積	2,369.37㎡	258.34㎡	198.00㎡	411.21㎡
開 設	平成4年2月1日	平成11年4月1日	平成13年12月21日	平成元年12月5日

使用料 (単位:円) 年度別火葬件数 (単位:件)

区 分	使用料	年度	12歳以上	12歳未満	死産児	その他	計
12歳以上の死体	14,000	3	4,115	4	39	1,383	5,541
12歳未満の死体	8,500	4	4,429	4	41	1,247	5,721
死産児	4,000	5	4,428	2	30	1,145	5,605
上肢、下肢等身体の一部	2,500	6	4,434	5	25	371	4,835
胞衣産わい物(1個につき)	1,000	7	4,332	3	22	407	4,764

※死亡した方および死産児を出産した方等が市民外の方であった場合の使用料は2倍(胞衣産わい物を除く)。

(2) 慰霊堂

施設の目的 昭和9年3月21日に発生し、函館市の3分の1を焦土と化した函館大火の殉難者を弔慰するために、全国からの義援金をもとに建立した施設で、毎年3月21日には慰霊祭を行っているほか、高齢者等を中心とした健康・体力づくりの場として開放し、福祉の増進を図ります。

所 在 地 函館市大森町33番33号

建物面積 633.04 ㎡²

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造

経 過 昭和9年9月21日 慰霊堂仮堂建立

昭和13年9月30日 慰霊堂建替え

昭和36年5月21日 床張替えし、青少年ホールとして開放

昭和57年10月31日 慰霊堂修復工事完成

修復工事内容・・・鉄骨補強、屋根瓦葺き替え、内外壁全面塗装、窓枠サッシ・床張替等

総工事費・・・・・・149,650,000円

平成26年4月1日 青少年ホール廃止(慰霊堂として一体管理)

(3) 函館市総合福祉センター（あいよる 21）

施設の目的 障がい者や高齢者などの社会参加や交流の場として、また各種の相談、研修、機能訓練などの事業を行う地域福祉推進のための複合的機能を有する施設です。

所在地 函館市若松町 33 番 6 号

敷地面積 4,337.00 m²

建物面積 8,662.81 m²

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 5 階地下 1 階建

開設 平成 6 年 4 月 1 日

[函館市総合福祉センター]主な施設・事業の内容

	施設の内容	主な事業	主な設備
1 階	障害者福祉センター	相談事業、手芸・工作その他の創作活動、日常訓練、機能回復訓練、視聴覚障がい者ライブラリー	相談室、機能回復訓練室、作業室、日常生活訓練室、視聴覚障害者ライブラリー、機能回復訓練用プール、録音スタジオ、研修室、点字図書室、集会室
2 階	老人福祉センター	健康相談、趣味・教養教室の開催、サークル活動、各種講座、講演会、世代間交流事業、老人福祉センター合同行事	健康相談室、教養娯楽室、集会室、技能訓練室
3 階	母子・父子福祉センター	相談事業、技能習得事業、趣味・教養教室の開催	相談室、技能習得室、教養娯楽室、保育室
	福祉情報センター	福祉関連のDVDや図書の貸出	
	介護相談センター	介護を必要とする方やその家族からの相談事業、介護機器の展示	※介護用品展示コーナーのみ 1 階
	ボランティア相談コーナー	ボランティア活動の資料収集、提供、相談、派遣調整などの事業	
4 階	児童センター	スポーツ教室、親子ふれあい教室（料理、工作）、工作教室、世代間交流事業、幼児対象キッズランド	遊戯室、図書室、ビデオ図書室、音楽スタジオ、コンピュータープレイルーム、集会室
	おもちゃライブラリー	障がい児を対象に、遊びを通じてその発達を促すための事業	おもちゃライブラリー
5 階	多目的ホール	各種催しやスポーツに利用	ホール、更衣室、シャワー室

開館時間

施設の内容	開館時間	休館日
障害者福祉センター 母子・父子福祉センター 多目的ホール 会議室	午前9時から午後9時まで	・毎週月曜日（月曜日が祝日に当たるときは、その翌日） ・年末年始（12/29～1/3） ※プールは第2・第4を除く金曜日も休館
老人福祉センター 介護相談センター 福祉情報センター	午前9時から午後5時まで	
児童センター	午前9時から午後6時まで （4月から9月） 午前9時から午後5時まで （10月から3月）	
プール （障害者福祉センター）	午前10時から午後8時まで	